様式２

審 議 速 報

協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和３年度第１回 埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会
開催日時	令和３年７月５日 （月） 午前１０時から正午まで
開催場所	緑化センター２階研修室
出席者 **※会長等◎** **副会長等○**	【住民等の代表】古郡真奈、岡本安明 【タクシー事業者団体代表】柿沼伸幸 【学識経験者】◎清水海隆、【埼玉運輸局】須藤まゆみ 【埼玉県職員】加藤浩一、伊藤太佳博（小林智貴） 【市職員】茂木典夫、浅田朱美、角田真一
	欠席、委任状提出 【住民等の代表】○片岡善生、【タクシー事業者代表】清水保人 【タクシー運転者団体代表】小川幸一（※） 【福祉有償運送者代表】平野貴洋（※） ※委任状の提出あり
次回開催予定	令和３年１１月頃
問い合わせ先	熊谷市福祉部障害福祉課(市役所本庁舎１階) 電話　０４８－５２４－１１１１　内線２８８ FAX　０４８－５２４－８７９０ メールアドレス　shogaifukushi@city.kumagaya.lg.jp
内容	１　委員の委嘱 会長が清水海隆委員、副会長が片岡善生委員に決定しました。 ２　議題 ⑴　大里地区における福祉有償運送の必要性の判断について 大里地区の移動制約者の数と送迎サービスの利用状況、公共交通機関の数等を報告し、必要性が認められました。 ⑵　自家用有償旅客運送に係る新規登録申請について（１団体） ●特定非営利活動法人　希望の椰子 運送の対価における生活サポート事業については、利用する市町に確認、申請することを条件に登録を認めることとしました。 書類の差し替えが必要なため、事務局が書類の修正を確認後、協議が調ったこととします。

	⑶　自家用有償旅客運送に係る更新登録申請について（２団体） ●特定非営利活動法人　日本福祉ネットワーク 協議の結果、書類の差し替えが必要なため、事務局が書類の修正を確認後、協議が調ったこととします。 ●NPO 法人　生活サポートさいゆう 協議の結果、苦情処理担当者を定めることを条件に更新を認めることとしました。 書類の差し替えが必要なため、事務局が書類の修正を確認後、協議が調ったこととします。 ⑷　軽微な変更及び廃止について ●軽微な変更届 １２団体から軽微な変更届があり、特に指摘はなく協議が調いました。 ①　特定非営利活動法人　みのりの里 車両２台増、運転者１名増 ②　特定非営利活動法人　K ファミリー 車両１台増３台減 ③　特定非営利活動法人　さつき寮 車両１台増１台減 ④　特定非営利活動法人　自立生活センター遊 TO ピア 車両１台増１台減（令和２年１２月） 車両１台増２台減（令和３年２月） ⑤　特定非営利活動法人　レスパイトゆう 運転者１名増（令和３年１月） 運転者２名減、車両１台減（令和３年３月） ⑥　社会福祉法人　幸生会 車両１台減 ⑦　社会福祉法人　はぐくむ会 車両１台増 ⑧　特定非営利活動法人　はーとふるさぽーと 車両１台減 ⑨　特定非営利活動法人　フレンズクラブ 車両１台増１台減（令和３年５月） 車両１台増１台減（令和３年６月） ⑩　NPO 法人　生活サポートさいゆう 車両１台増（令和２年１１月） 車両１台減（令和３年２月） ⑪　特定非営利活動法人　日本福祉ネットワーク 運送しようとする旅客範囲拡大 ⑫　特定非営利活動法人　とりにてぃ 車両２台増１台減

●廃止届

① 特定非営利活動法人 しらかば

② 特定非営利活動法人 はーとふるさぽーと

③ 特定非営利活動法人 ゆりかご

⑸ 自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和２年度下半期分）について

提出義務のある３０団体すべてから実績報告が提出されました。

事故報告については１件で、当該団体には運転者への講習、運転時の安全確認等について指導しました。

⑹ 埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（案）、同運営指針（案）及び同運営指針細則（案）について過半数の賛成をもって可決されました。

●埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱（案）

福祉有償運送に係る連絡窓口になっている寄居町の担当課が令和 3 年 4 月 1 日より健康福祉課から福祉課に変更になっているため、該当箇所の改正を行いました。

●埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会運営指針（案）

① 平成 28 年 4 月 1 日より運輸支局で行っていた事務が、埼玉県へ権限委譲となったことにより、運営協議会で協議後に登録申請者が書類を提出する先が、運輸支局長から埼玉県知事に変更になっているため、該当箇所の改正を行いました。

② 令和 2 年 11 月 27 日の道路運送法改正に伴い、旅客の範囲の区分が変更になったことにより、関係箇所の改正を行いました。

③ 福祉有償運送に係る連絡窓口になっている寄居町の担当課が令和 3 年 4 月 1 日より健康福祉課から福祉課に変更になっているため、該当箇所の改正を行いました。

④ 埼玉県作成の「福祉有償運送の手引き」を参考に、下記の部分について一部の改正を行いました。

・特定非営利法人に該当する法人

・運転者に求められる要件

・福祉有償運送自動車 5 台以上の運行を管理する事業所の運行管理責任者の要件

	●埼玉県大里地区福祉有償運送市町共同運営協議会運営指針細則（案） ①　平成28年4月1日より運輸支局で行っていた事務が、埼玉県へ権限委譲となったことにより、運営協議会で協議後に登録申請者が書類を提出する先が、運輸支局長から埼玉県知事に変更になっているため、該当箇所の改正を行いました。 ②　運営状況に係る定期的な報告として四半期ごとに事務局へ提出とありますが、実際は半期ごとの提出のため、該当箇所の改正を行いました。 ③　細則における別紙について、下記の部分の改正を行いました。 ・様式番号 ・書類提出先：運輸支局長から埼玉県知事に修正 ・「運送しようとする旅客の範囲を拡大」する場合の提出書類：令和 2 年 11 月 27 日の道路運送法改正に伴い、「変更の届出」から「変更登録の申請」に変更になりました。 （7）　その他 ・協議会様式の押印を廃止することについて、過半数の賛成をもって可決されました。